

釧路水試だより

40



-
- 巻頭言
 - 昭和52年度事業のあらまし
 - 水産生物と森林
-

昭和52年6月

北海道立釧路水産試験場

巻頭言

場長 奥田 行雄

昨年以來続けられて来た、日米漁業協定・日ソ漁業暫定協定と言った本道のこれまでの漁業体制を根本的にゆるがす北方水域についての二大交渉もようやく妥結を見、いよいよ新しい時代における漁業の今後の姿が垣間見えて来た感じがします。しかし新聞報道などによりますと、日中関係・日韓関係については相手側が何等かの措置をとらない限りはおかむりでゆくようです。こうした所に日本の

今後の水産業をどうゆう方向にもって行くかという積極的な姿勢に欠けている感じがしてなりません。勿論簡単な問題でないことはわかりませんが、何か問題が起るまではそのままゆき問題が起った所で何とか処理するといった従来の姿が相不変そのまま持続されていると言った感じですが。

今こそ、わが国の水産業は今後国の食糧政策の中においてどうした位置に置かれるべきかが真剣に論議され明確にされなければならぬと考えます。そしてその結果に基いて根本的にどうした施策が講じられなければならないかと言った論議と実行が行なわれなければ

ならないのではなかろうか。こうした点が明らかにされなければ今後の日本の水産業、とくに道東の水産業に従事する人々がある点において発想の転換に迫られていることは明らかであっても、その方向に迷っているのが現実であると言っても過言ではないでしょう。

日ソ漁業交渉の最中、数多くの日本の商社員が魚の買付のためにモスクワに行っていたと聞いています。二百海里水域内で漁獲量が減るならば輸入によって不足分を補充するのが当然と言うのが彼等の理屈でしょうが、これではこちらの足下を見透かされているようなものではないでしょうか。

今回に限らず、また水産に限らず、日本の社会においては昔から自分だけが良ければあるいは自分の会社だけが良ければと言った傾向が強く、また結局はそうした人々が得をしていると言っているのが現実であるような感じがしますが、私の誤解であれば幸です。

このたび、日本においても領海十二海里の法案、漁業水域に関する暫定措置法案が国会

で議決されました。こうした状況下において今後の漁業の在り方としては水域内の資源を如何に大切にし有効に利用するかと言う立場から見た場合、好むと好まざるに係わらず管理型漁業に移行せざるを得ないことは必然の方向と思われまます。この場合において他の人はどうでも自分だけ良ければ良いと言ったこれまでの考え方が抜け切らない限り問題は多発する一方でしょう。この点について漁業関係者も、もう一度この際反省してみる必要があるのではないのでしょうか。

一方、こうした状況において試験研究機関の負うべき責務は益々重要性を帯びることを我々は自覚し自重すると共に、その位置付けの重要性についても大方の御認識と御理解を願わなくてはならないと思います。今回の二つの交渉における研究者の発言力の強さとその背景をこの際もう一度ふりかえって考えて見る必要があるのではないのでしょうか。

本号においては昭和五十二年度における釧路水試の事業の概要について掲載しました。勿論我々の考えている点から見ますと不満足なものではありますが、場員一同、現在の体制の中で出来る限り皆さんの要望に答えるべく試験研究を進めてゆくつもりでありますので、今まで以上に関係の方々との御理解と御協力をお願いします。

昭和五十二年 度 事業のあらまし

漁業資源部

海洋新時代を迎えてかつてない試練に直面していますが、新たに二〇〇海里内漁業資源調査と溯河性サケ・マス増殖試験の二つの国の委託調査が加えられますので、継続してきた基盤調査と密接な連携をもって推進し、漁業の発展に役立てていきます。

一、沿岸漁業資源および漁場調査研究

新たな情勢の下で沿岸漁業の役割は一段と高まっていますが、道東においても漁場の国際化等その条件は極めて厳しく、資源の有効利用と管理の適正化、漁場の整備開発等々が急がれていますので、主要対象種の生態、資源の調査および環境の調査をおこなってその基礎を固めていきます。

(1) 沿岸漁業資源調査並びに漁業経営試験
一〇トン級用船を使用してシシャモ、ババガレイを主対象として調査を進めますが、漁協で実施するタコ礁の造成事業や底建網等に

よる沿岸資源の有効利用を目的とした企業化試験にも蓄積されている知見を役立て、協力していきます。

(2) 底魚資源調査

九六トン型委託試験船を使用してスケトウダラ、コマイ、赤魚類、カレイ類等底魚類の調査をおこないますが、これらをめぐる国際競争が激しくなっていますので、資源の維持管理を期して調査を充実していく予定です。

(3) エビ漁場調査

十五トン型委託試験船を使用し、漁船の協力も得て定期的に資源動向を調査します。

(4) カニ類資源調査

前記用船や漁船の協力を得て推進しますが漁獲量限定方式によって資源管理されている釧路以西域のケガニについては、不明であった幼生の浮遊から着底生活への移行過程の調査を充実して管理の一層の適正化を計ります。釧路以東海域のカニ類についても、以西域と同様な管理を期して生態的知見を蓄積します。

(5) 沿岸重要資源調査(国の委託調査)

スルメイカ、マサバ、マイワシを対象に羅臼、根室、釧路でそれらの諸属性の変化や漁況の推移を調査しますが、急激に増大したマイワシについては知見の蓄積が少ないので、調査を充実してこの資源の有効利用に役立てます。

(6) その他

ケガニ、カレイ類を対象とする人工礁漁場造成事業調査を前年度は十勝支庁管内沖で実施しましたが、本年度は釧路支庁管内沖でおこないます。

二、沖合漁業資源および漁場調査研究

道東海域は沖合回遊性資源の屈指の好漁場ですが、総じて変動が大きくまた国際性の強い資源でもあります。従ってその変動機構の解明につとめて資源の合理的利用を計ると共に、調査結果にもとづいて漁海況の予報、速報をおこなない漁業操業に役立てていきます。なお、この調査には試験調査船北辰丸(一九・五一トン)が従事します。

(1) サケ・マス漁場調査

国の策定する計画に従って、他の十一隻の調査船と共同で八月上旬まで北西太平洋で調査を継続しますが、本年からオホーツク海の

調査は中止します。

(2) サンマ漁場調査

全国的な組織の下で、三陸から中部千島沖太平洋とオホーツク海で調査を実施します。

(3) イカ類漁場調査

スルメイカ資源は極端に減少していますので、継続して漁況予報精度の向上を計っていますが、対応してアカイカ資源の開発が急速に進んでいますので、その有効利用を期して調査を重点的に実施していく予定です。

三、漁海況予報調査(国の補助事業)

関係機関と協力して八・九月にサンマ、スルメイカ漁場の一斉調査を実施します。

四、二〇〇海里水域内漁業資源調査

(国の委託調査)

わが国周辺二〇〇海里水域内における漁業資源を科学的根拠に基づいて調査計量化し、新時代に対応していくための漁業資源量水準漁獲許容量推定に必要な関係資料を整備します。この調査は全国で実施されますが、当水試では産業的に重要で国際性の強い十二種の資源を対象に調査を実施します。

五、湖河性サケ・マス増殖試験

(国の委託調査)

関係機関による組織研究で、河川型放流技術を基盤とした稚魚減耗の抑制を目的として、その放流適期を解明するための沿岸域の環境調査を分担実施します。

増殖部

道東海域において栽培漁業を推進させるために必要な基礎資料を得るため、浅海性生物資源の生態および環境条件について調査研究を行うとともに、各地域に適した増養殖技術の確立を図るための試験研究を行います。

一、水族増殖試験研究

(1) 貝類増殖試験

ホッキ稚貝(特に当年貝)の生残率を高めるには生育環境の良好な場所に移殖する方法があります。この際移殖効果を把握するためには有効な標識をつけることが必要となります。そこで当年貝を対象に各種の試薬による生体染色を行い、標識の持続期間、識別の難易、染色による稚貝の生理的变化などについての試験を行います。なお、この試験はホッ

キ稚貝採集機械化試験、貝類保護水面管理事業と関連させて実施します。

また、各地先の漁場、資源調査を漁協、改良普及所と協力して実施します。

(2) 海藻類増殖試験

根室海峽産オニコンブの豊凶を左右する要因として海水被害と生物相互の占有競争があります。そこで、羅臼町では雑海藻の生育状態、生活様式を究明するとともに、ラウスコンブの胞子付着時期を明らかにするための試験を行いますし、根室市ではオニコンブの分布区域と生育帯について調査し増殖適地の条件を解明します。

また、各地区で実施しておりますコンブやワカメの増養殖について漁協、改良普及所と協力し増養殖技術の改良を行うとともに、病害虫の防除対策についても調査研究を行います。

(3) タラバガニ増殖技術開発試験

タラバガニ種苗の大量生産技術の開発と若令ガニの効率的な育成技術の開発を目標として、道立栽培漁業総合センター、北水研、根室漁協と共同で根室市桂木にある水産庁かに類飼育場で各種の試験を行います。当水試の担当する主な試験は海中施設による若令ガニの飼育方法の開発、飼育環境の調査などで

す。

二、ホッキ稚貝採集機械化試験

ホッキガイの天然漁場に設置した人工的増殖施設によって稚貝を或る程度濃密に増殖せしめられることは明らかになりましたが、これらの稚貝の効率的な採集方法と中間育成による健苗確保の技術を確立する必要があります。そこで、別海町床丹地先の貝類保護水面内で本年度発生した稚貝を効果的に採集する機械の改良試験と採集した稚貝を砂と分離するための機器の改良試験を行います。また、これとあわせて当年貝の生残率を高めるための中間育成試験を行います。

三、保護水面管理事業調査

(1) 貝類保護水面管理事業調査

前記の貝類増殖試験、ホッキ稚貝採集機械化試験と関連させ、別海町床丹地先で稚貝の発生状況、資源状態、水中暮および稚貝の移動を妨ぐための底面ネットの効果などについて調査します。

(2) 藻場保護水面管理事業調査

ホツカイエビはアマモなどの生育する藻場が棲場となっているので、このような藻場の環境条件やホツカイエビの生態を調査し、藻

場や稚エビの保護育成のための管理技術を確認するため風運湖で試験調査を行います。

四、アサリ礁造成事業効果確認特別調査

根室市温根沼地先に造成したアサリ礁についてアサリの棲息状況、成育状態、再生産の状態などについて調査し、この地区に適した効果的なアサリ礁造成のための技術を確立します。

五、大規模増殖場開発事業調査

(1) 野付湾地区（ホツカイエビ） 設計調査

二ヶ年の基礎調査が終了しましたので、本年度は事業実施のための諸調査、即ち、流況・波浪等の環境調査、エビの分散移動、エビとアマモとの相関々係などの生物調査、稚エビ育成場の適地調査、試験施設を設置しての藻場造成試験などを行います。その他、北海道水産資源技術開発協会が深淺測量、地質調査、施設の構造設計などを行います。

(2) 厚岸地区（ホッキガイ） 計画調査

計画調査第二年目として、気象・海象観測・漂砂・底質調査、浮游幼生・定着稚貝の分布調査など前年とほぼ同様の調査を行います。

その他、北海道水産資源技術開発協会が深淺測量、砂層厚の調査、施設の構造・配置などの設計を行います。

(3) 羅臼地区（ラウスコンブ） 効果調査

羅臼地区は本年度より事業実施となりますので、事業の効果を把握するための諸調査を行います。

六、公共用水域水質調査

根室海域、釧路海域、十勝海域および厚岸湖の四水域で前年同様年三〜四回規定の水質調査を行います。

七、根室地域開発関連調査

根釧原野の開発が海域に及ぼす影響を調査するもので、前年同様根室半島のノツカマップ崎から春別川口までに六線一八定点を設け各定点で水質、底質およびプランクトン調査を行います。

八、沿岸水産資源開発区域保全調査

海洋水産資源開発促進法に基づいて指定された海域について水質および底質を規定の項目について改良普及所と協同で調査を行います。

加工部

一、水産物の利用加工試験研究

(1) 処理加工技術試験

道東地域における漁獲物の処理や加工業の生産技術に必要な事項について対応する試験で、指導や依頼分析も含まれております。

(2) 水産物の利用開発試験

水産加工で多量に排出する廃液を利用して菌体（SCP）を生産し、これを飼料などにする研究です。すなわち、魚粕の煮汁に糸状菌（正油コウジカビ）を植え昨年製作した装置を用いて数キログラムの菌体を生産する計画です。

この研究は農林省の委託によるもので正式の名称は「農林水産廃棄物の活用による飼料等の開発に関する研究」です。水産物については東海区水研と当場とが担当しており、他の農・畜・林産関係にひけをとらない成果を挙げたいと考えております。

二、新原魚利用開発試験

最近水揚げされるようになった新しい魚種や未利用資源を加工原料とする研究で、函館水試がイカ関係、当場ではソコダラを分担し

ております。当場では五年前から試験を行っており、本年度は総括整理の段階となります。

三、水産物の高度利用開発技術試験

本年度より海洋法対策の一環として加工部門の充実を計るため企画されたものですが、事態の急激な変化のため今後内容を変える必要が生じております。当初の計画では次の通りです。

(1) スケトウタラ冷凍技術開発試験

冷凍変性の早いスケトウタラを主体として肉中に生ずる氷結晶の生成条件や成因の究明、冷凍処理に不明な点が多いスケ子などの問題を解明するなど冷凍技術にメスを入れようとするものです。この試験を進めるために最新鋭の低温顕微鏡装置（零下二〇〇度まで）

が整備されます。

(2) 赤身魚の食用化技術開発試験

イワシ・アジ・サバなどを加工関係では赤身魚と称しております。これらの資源は日本近海に多いので国でも大型の研究を計画しております。本道では道東地区が主な水揚げ地で昨年から急に獲れだしたイワシなどを含めて、現在の利用用途はフィッシュミールにほとんど占められています。多くの加工業で手を加えることが出来るようにするための検討を行いたいと考えております。

道東のイワシ・サバの主成分は脂肪二五%肉質一五%と本州方面のイワシやサバと非常に異っており、この脂肪に関する問題が主体で難問題と考えられます。

水産生物と森林

増殖部

田 沢 伸 雄

はじめに

森林は単に林産物だけを提供する場でなく水の供給の場であり、災害を防ぐ場であり、

人間に精神的うるおいを与える憩の場でもあることは誰しもが認めるところである。

しかるに、うっそうたる森林に覆われた地域も開発という名のもとに次第に人手が加わり

その結果樹林は変貌し、林地は減少の一途を辿っているのが現実である。

森林の崩壊は沿岸浅海域や河川に棲息する生物にどのような影響を与えるであろうか。このことについては種々考えられるが、そのうち主なものを幾つか掲げてみた。

沿岸浅海域の特徴

水産生物と森林との関わりあいを述べる前に、水産生物の生活の場である沿岸浅海域について考えてみよう。

沿岸浅海域は一般に環境の変化が大きく、ここに棲息する生物は沖合域を生活の場としている生物よりも、かなり激しい環境の変化のもとで生命を維持し、種属の保存をはかっている。特に潮間帯は環境変動の激しいところであるが、どこよりも肥沃な自然があり、生物社会の活動はバクテリアをはじめとしてプランクトン群にいたる微小生物の多種多様が活発にはたらき、海藻類が繁茂し、小動物や幼生の生活の場でもあり、生物生産の最も高い場ともなっている。反面、ここは陸水の影響を受けやすく環境汚染を最も受けやすい場である。

一方、河口周辺からその沖合にかけても環境の変化は大きい。それは河川水の流入、混

合、拡散、それに外洋水の流入混合といった物理的環境要素の変化に対応して、海水の化学的变化が河川水と外洋水との混合によって起り、その変動が契機となって生物環境にも変化が発生するといった連鎖的な現象が現われるからである。河川水の流量が定常的であれば平均流出量に対応して環境変動も平衡を保つことができるが、河川水の流出の量や質が変化した場合平衡が崩壊されて、諸環境に変化が現われてくる。

沿岸浅海域における生物生産は外洋域におけるそれと比較して著しく異なる点がある。それは①外洋域では一次生産はほとんど植物プランクトンのみによって行われているが、沿岸浅海域では植物プランクトンは第二義的な必要性しか持たず、一次生産の主体をなすものは大型海藻、海産顕花植物および一部の底棲ないし周底棲微小藻類である。また、②外洋域では二次生産の最初の重要な鎖環を形成しているのは植物プランクトンを餌とする動物プランクトンであるが、沿岸浅海域では動物プランクトンの重要性は相対的に低下し、大型植物あるいは底棲藻類を直接利用する一群の動物を除くと、そこでの食物連鎖は大型植物が死亡、分解してできる有機物破片、即ちデトリタスを食べることから始まるいわゆる

「デトリタス連鎖」が重要となっている。

水産からみた森林の役割

このように環境の変化の大きい沿岸浅海域に対し、森林はどのような役割をはたしているのだろうか。

森林は地球上における基礎生産の半分かちくを受け持っているといわれている。これは森林のもつ植物体の絶対量が大きいということばかりでなく、森林の構造そのものが最も生産に適したものであるからだ。森林はコケも生え、草もあり、低木もあるといったような階層構造をもち、日光を十分に利用することができ、落葉や枯枝、動物の遺体なども無駄なく栄養物として利用している。なかでも遷移の最終段階（クライマックス）に達した森林は最も安定した構造を有し、高度の生産を永久的に持続することが出来るといえよう。また、森林は水資源の確保や土壌の保全のためにも大きな役割を果している。よく発達した森林のもとでは土壌は機械的にも安定で土壌侵蝕は最少となる。これは厚い葉層と落葉枝の堆積によって土壌面が保護され、且つその吸水力が高まって雨水の地表流出が少なくなるためである。たとえば浸透能は森林の伐採跡地の一・七倍、崩壊跡地の二・六倍、

ふみかためられた歩道の二三倍ともいわれている。これだけの浸透能力があると、事実上地表流出は零となり、降った雨のほとんど全部が土に浸み込み土壌水分ないしは地下水になる。降水が地表流出水になるか、土壌に浸み込むかの別が土壤保全、水資源保全のための要となる。さらに森林にそそがれた雨のうち一〇〜二〇%くらいは樹冠によってさえぎられて地表にとどくことなく蒸発し、土に浸み込んだ水も林木や下生えの蒸散によって或る程度消費され、残りが地下水として次第に谷に流れだす。

このように森林の存在は水の急激な流出を防ぎ、その保水力は漏水を防ぐための大きな力を持つ。いわば森林は自然のダムといえよう。

河川の流域にある森林ではそこから供給される有機物としての落葉枝や土壌からの無機塩類が河川に生育する藻類の栄養塩として、また底棲動物の餌料として大切なものになっている。底棲動物のうち水棲昆虫と呼ばれ、生活史の一端を水中で過しているものは非常に多いが、水中で生活するのは幼生時代だけで羽化し成虫になると水中から出て陸上で生活するようになる。特に冬期間は堆積した落葉枝の中にもぐり込み越冬するものが多く、

これら水棲昆虫の成虫の生活の場として森林は重要な意味をもっている。さらに、樹上に生活する昆虫やクモ類、その他の小動物は河川に落下するが、これらも魚類の餌として大きなウエイトを占めている。山代・高山両氏が厚岸湖に注ぐ別寒辺牛川の支流である茶安別川に棲息する魚類の食性を調査しておられるが、それによるとヤマベ一尾当りが捕食したうち陸生動物は二九種で約二八個体、三七三羽、水生動物が一三種で約一三個体、一四八羽、エゾイワナでは陸生動物一三種、約二五個体、六〇三羽、水生動物一〇種、約二〇個体、一一六一羽と報告されている。このようにヤマベでは個体数で約六九%、重量で約七二%、エゾイワナでは個体数で約五五%、重量で約三四%もの陸生動物が無差別的に多食されている。

森林が破壊されるとこれらの栄養塩類や餌料の供給が少なくなり、時には皆無になることも考えられ、河川に棲息する生物群集に変化が現われてくる。さらに土壌の吸水力が弱まり、河川の水位が不安定になり、集中豪雨にあった場合は表土が押し流され、河川や海域は泥土によって汚濁されることになる。

河川の水量の変化が

水産生物におよぼす影響

河川に棲息する生物にとって水位の低下は水温、流速など棲息条件の変化や、水面面積の減少、河床型の面積比の変化など生活場所の減少を意味する。逆に水量の急激な増加は流速を増し、河川水の運搬力と洗掘力をも強力にし、河床に大きな変化を生じさせる。この変化は底棲生物の棲息場所や魚類の産卵場を破壊することになり、底棲動物群集や魚類資源に大きな影響を与える。このように河川の水位の変化はそこに棲息する生物群集にとって極めて重要な問題であるとともに、サケマス、シシャモなど遡河性の魚類資源に対してもその影響は甚大である。

一方、海域に棲息する生物にとっても河川の水位の変化は大きな影響をおよぼす。その変化は河口海域の塩分濃度の変化となって現われ、ここに棲息する生物群集の組成を変える結果をもたらす。海産生物には塩分濃度の変化に対して適応性の大きい、いわゆる広塩性の種類と適応性の小さい狭塩性の種類とがある。一般に広塩性の種類は潮間帯上、中部や河口周辺に棲息しているが、程度の差こそあれ、多くの種類は狭塩性である。したがって

て河川水や大量に海域に流入し、塩分濃度が低下すると生活環境が不適となるため、行動力のある種類はそこから逃避出来るが、定着性の種類では生理障害が起ってくる。特に幼稚仔は行動力や環境の変化に対する抵抗性が小さいので死亡するものが多い。

泥土が水産生物におよぼす影響

自然水中の過量の懸濁物はその物理的作用のために水産生物にとって有害であることは知られているが、どのような影響を与えるかについては次の三点が考えられる。

第一は濁りそのものの影響。即ち、魚貝類の鰓に懸濁物がつまり窒息するような直接的な影響と濁りを嫌って汚濁水域から逃避する感覚生理的影響である。

第二は濁り（或は着色）により日光の透過が妨げられ植物の光合成能が低下するために生ずる影響。

第三は懸濁物が沈殿し、底質が生物の棲息環境として不適になるために起る影響である。

河川に流入した懸濁物は水の濁度を高めて水中への光の透入を妨げるとともに、河底に沈積して底面に堆積する。懸濁物による水の濁度の増加は水中の藻類、その他の植物の光合成作用を阻害して成長を低下させ、河底へ

のその堆積は藻類などの生活場所を奪い、その生産を減退させることになる。これらの植物を餌とする水中の植物食性動物、さらにそれらを餌とする肉食性動物は食物連鎖を通じて順次栄養摂取の面で影響をこうむるほか、懸濁物はこれら水棲動物の鰓や呼吸孔をふさぐなど代謝作用をも妨げ、さらに底面へのその堆積は棲息場所を奪うとともに産卵や幼体の成長を不能とする。

海域においても、河川から流出された泥土や火山の爆発による火山灰が海藻類の生育場に堆積し大きな被害を与えることや泥土粒が海藻の葉面に附着し、海藻を枯死させることについて多くの報告がある。海藻類の生育量の低下は河川の場合と同様、食物連鎖を通じて動物群の棲息量にも影響を与えることになる。

河川中のゾル状の懸濁物は淡水中では沈殿しないが、海に入り海水と混合すると凝集して沈殿する。このときプランクトンや浮游卵なども一緒に沈殿する。また、この凝集した粒子はホタテガイ、ホッキガイ、ウニ、ナマコなどの底棲動物に附着して呼吸困難を起させ、遂には窒息死させることもある。

一般に魚類は一度に多量の懸濁物に包まれない限り嫌忌反応を示して逃げるため直接的

な被害を受けないが、定着性の貝類やウニなどは被害を受けやすい。また、生物体に対する直接的な影響はないが、泥土によって汚濁された海域へは魚類が回遊を忌避するとか、漁網に浮泥が附着して漁獲率が低下するなど漁業に大きな被害を与える場合がある。

むすび

以上のことから、森林は水産生物資源の維持保全のために極めて重要な役割を果たしていることがわかった。したがって森林の伐採は慎重に行われるべきであり、特に河川流域の森林においては人手を加えずに自然の状態を保ちたいものだが、止むをえず河川改修などにより破壊された林地は可能な限り復元への努力を払い、常に緑でおおわれた河川流域でありたいものである。

職員異動

事務職員および海事職員の異動が次のように行なわれました。なおこれにより現在の釧路水試の職員は別表のとおり総員五十名です。

◎新採用

総務課庶務係 杉田 弘之

(52・4・1付)

北辰丸船員 山崎 寿彦

()

" 小林 秀哉

()

" 永谷 厚

()

総務課会計係 川 又 龍二

(52・5・16付)

◎退職 (52・3・31付)

総務課会計係 荒谷 正俊

総務課庶務係 上林 龜太郎

北辰丸船員 富塚 敏雄

" 三浦 保文

場	長	1
総務課		7
漁業資源部		8
増殖部		6
加工部		5
北辰丸		23
	計	50



◇ 二〇〇海里時代を迎え、北洋漁業に大きく依存してきた本道の水産業は、かつてない厳しい試練を受けることになりましたが、当水試も「二〇〇海里水域内漁業資源調査」や「水産物の高度利用開発技術試験」など海洋新時代に対応した試験調査をはじめ沿岸での育てる漁業をより強力に推進するためスタッフ一同がんばっております。

◇ 本年度の「事業のあらまし」を早く皆さまにお知らせしようと思いましたが、二〇〇海里問題からみ各種の資料作りに追われ、発刊のおくれましたことをお詫び致します。

◇ 「水試だより」も昭和四〇年六月に創刊号を発刊してから一三年目を迎えました。これも皆さまのご声援のおかげと心から感謝しております。なお今後本誌を一層充実したものにしたいと思っておりますので、皆さまのご希望や現地の情報などをお寄せ下さいませようお願いします。

◇ 表紙の写真は広尾町で実施した岩礁爆破（岩盤切り下げ）です。

釧路水試だより 第40号

発行月日 昭和52年6月20日

編集発行人 奥田 行雄

発行所 釧路市浜町二の六

北海道立釧路水産試験場

印刷所 釧路総合印刷株式会社